

にほんご ぼご
日本語を母語としない
ほごしゃ
保護者のための

にほん がっこうせい かつがいでんす
日本の学校生活ガイダンス
Kehidupan Bersekolah di Jepang - Pedoman



はじめに

京都府には、仕事や結婚、留学で来日した方など多様な国・地域につながる人々が暮らしています。近年、永住者の数が毎年増加しており、外国人住民は定住化の傾向にあります。

それは、外国人住民が一時的なゲストではなく、日本社会の中で、日本人と同じようなライフステージをたどっていくことを意味します。

教育の分野においても同様で、来日したばかりの子どもや保護者の定住化に伴う日本生まれ日本育ちの外国につながる子どもたちが増加しており、日本の学校に在籍することが当たり前になってきています。

しかしながら、日本で子育て中の外国出身の保護者は日本の学校生活を経験したことがなく、子どもが通う日本の学校生活や学校制度について未知のことがほとんどです。

特に保護者の日本語理解が不十分な場合、保護者は日本語による情報を得られず子どもの教育への関わりが難しくなっています。

この資料は、そのような保護者の皆さんを対象に、ボランティアグループ「渡日・帰国青少年（児童・生徒）のための京都連絡会（ときめき）」と京都府国際センターが、平成22年度から実施してきた「保護者のための多言語による日本の学校生活ガイダンス」のために作成したプレゼンテーション用のスライドです。

この度、より広く保護者に情報提供を行うためのツールとして、教育関係者や支援者の皆さんにお使い頂けるように配布させて頂くことになりました。皆さんのお役にたてることを願っています。

2014年3月

(公財) 京都府国際センター

構成

●スライド

重要単語には、学校生活用語集の翻訳語を掲載しています。

●日本語説明文

文科省の「就学ガイドブック」を元に作成し、ガイダンス実施時の読み原稿をそのまま掲載しています。

小学校・中学校の説明が中心です。

●DVD

第3章「学校生活」に、DVD「ようこそ！さくら小学校へ～みんな なかまだ～」の一部を利用していますが、著作権の関係上、動画ファイルの埋め込みは行っておりません。

DVDは、各自ご用意ください。台詞の翻訳文は掲載しています。

利用場面

例えば・・・

●保護者を対象にした日本の学校生活ガイダンスで

●保護者との面談で

●日本語教室で

もくじ

がっこうきょういくせいど		
① 学校 教育 制度		4
しゅうがくてつづ		
② 就学 手続き		11
がっこう せいかつ		
③ 学校 生活		18
せいど		
④ いろいろな 制度		68

Daftar isi

① Sistem Pendidikan Sekolah	4
② Prosedur Pendaftaran	11
③ Kehidupan bersekolah	18
④ Berbagai sistem	68

がっ こう きょうい く せい ど

① 学校教育制度

SISTEM PENDIDIKAN SEKOLAH

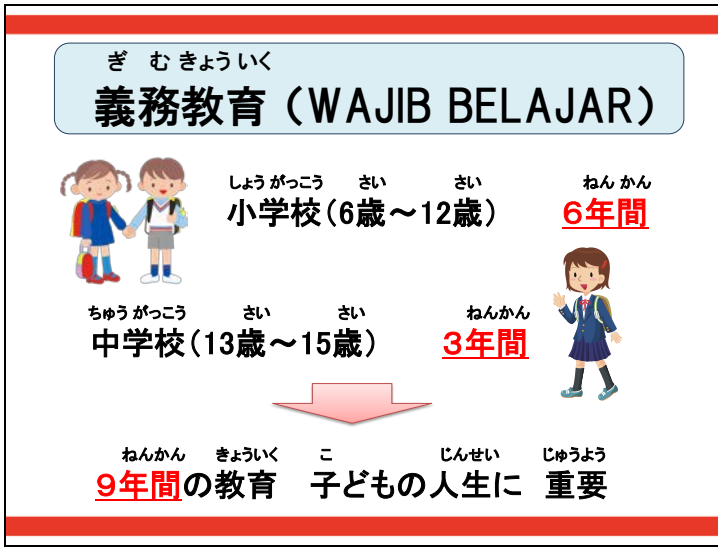


* 1-1

これから、日本の学校教育制度についてお話しします。

Saat ini, menerangkan mengenai sistem pendidikan sekolah di Jepang.

Silahkan membaca “Gambaran Sistem Pendidikan Sekolah” pada halaman 5 dari material sebagai referensi.



* 1-2

まず、義務教育についてお話しします。日本人の場合、保護者は子どもに、満6歳から満15歳まで、小学校で6年間、中学校で3年間、合計9年間、教育を受けさせなければなりません。

Pertama menjelaskan mengenai Wajib Belajar.

Bagi orang Jepang, Orang wali wajib agar anaknya menerima pendidikan antara usia 6 hingga 15, total 9 tahun, 6 tahun untuk SD dan 3 tahun di SMP.

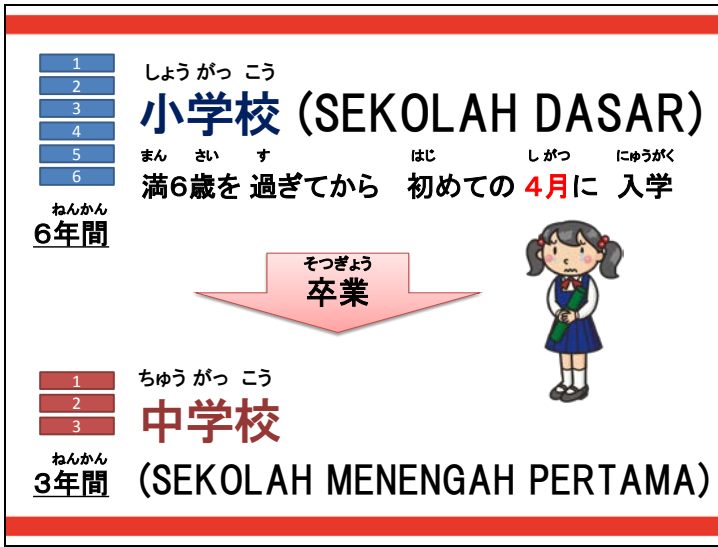
* 1-3

外国人の場合でも、希望すれば、親は子どもに、小学校と中学校の9年間教育を受けさせることができます。

この9年間の義務教育は、子どもの人生のためにとっても重要です。

Orang asingpun, jika anda inginkan, anak anda dapat menerima pendidikan selama 9 tahun di SD dan SMP.

Wajib Belajar selama 9 tahun ini sangatlah penting bagi masa depan anak anda.



* 1-4

小学校へは、満6歳を過ぎてからの、はじめての4月に入学し、そのあと6年間の教育を受けます。

Anak masuk SD pada bulan April yang pertama setelah mencapai ulang tahun yang ke-6, dan setelahnya menerima pendidikan selama 6 tahun.

* 1-5

小学校を卒業すると中学校に入学することができます。中学校では3年間の教育を受けます。

Setelah lulus dari SD, dapat masuk ke SMP. SMP menyediakan pendidikan selama 3 tahun.

1
2
3

こうとうがっこう こうこう
高等学校 = **高校**

ねんかん
3年間 **SEKOLAH MENENGAH ATAS**

ぎむきょういく しんがく
義務教育ではない。しかし、**98%**が **進学**

ちゅうがっこう そつぎょう しけん
中学校を **卒業**して、**試験**を **うける**

ごうかく
合格

にゅうがく
入学

* 1-6

次に高等学校についてです。高等学校はふつう「高校」とも呼ばれます。Berikutnya, mengenai SMA. SMA biasanya dipanggil sebagai “KOOKOO” juga.

* 1-7

日本では、高等学校は義務教育ではありません。しかし、より高度で専門的な教育を受けるために、中学校を卒業した人のうち98パーセントが高等学校へ行きます。

Walaupun SMA tidak tergolong dalam Wajib Belajar, 98% dari siswa lulusan SMP melanjutkan pelajaran di SMA.

Siswa yang telah lulus SMP ke SMA untuk melanjutkan pendidikan yang lebih tinggi dan lebih khusus.

* 1-8

高等学校は、試験を受けて、合格した人だけが入学できます。通常、3年間の教育を受けることができます。

Hanya siswa yang telah lulus ujian masuk, baru dapat masuk SMA. Biasanya dapat menerima pendidikan selama 3 tahun.

* 1-9

高等学校を卒業した人の半分以上は、大学や短期大学、専門学校に行きます。

Lebih dari 50% siswa lulusan SMA melanjutkan pelajaran di sekolah tinggi, universitas, diploma atau sekolah-sekolah khusus.



* 1-10

それでは、学校で学ぶ内容についてお話しします。学校で学ぶ内容は、国によって決められています。学校で学ぶ教科についてお話しします。

Mari kita melihat apa yang diajarkan di sekolah. Isi pelajaran di sekolah itu telah ditentukan oleh pemerintah. Sekarang bicarakan mengenai mata kuliah yang diajarkan di sekolah.

* 1-11

小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育などの教科があります。また、道徳、特別活動、総合的な学習の時間があります。

Di SD, ada mata pelajaran seperti bahasa Jepang, ilmu sosiologi, matematika, sains, kehidupan, musik, seni (melukis & kerajinan tangan), ilmu rumah tangga, olah raga dan sebagainya. Selainnya juga ada “etika”, “kegiatan khusus”, “pelajaran secara umum”.



* 1-12

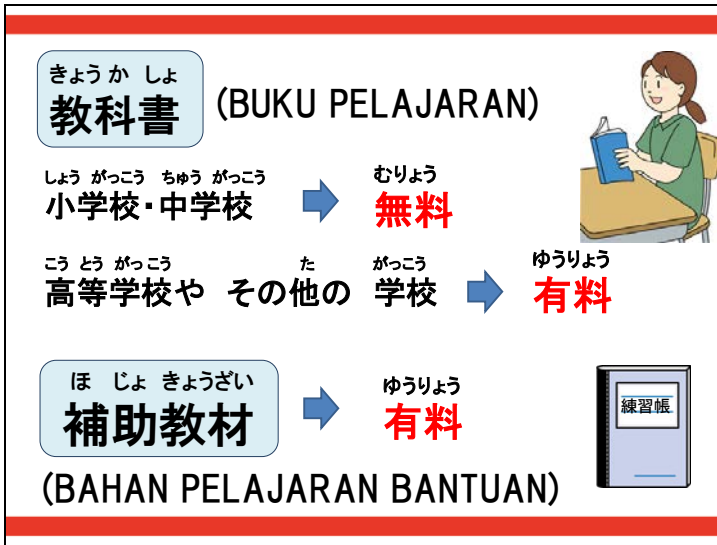
中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語などの教科があります。また、道徳、特別活動、総合的な学習の時間があります。

Di SMP, ada mata pelajaran seperti bahasa Jepang, sosiologi, matematika, sains, musik, seni, kesehatan/olah raga, ilmu teknik/rumah tangga, bahasa Inggris dan sebagainya. Selainnya juga ada “etika”, “kegiatan khusus”, “pelajaran secara umum”.

* 1-13

小学校、中学校とも、これら全ての課目を学びます。そして、授業は日本語でおこなわれます。

Di SD dan di SMP semua mata pelajaran ini siswa akan belajar. Dan pelajaran dilaksanakan dalam bahasa Jepang.



* 1-14

学校では教科書を使います。小学校と中学校では、国から無料で教科書もらいます。しかし、高等学校やその他の学校では有料です。

Di sekolah, menggunakan buku pelajaran. Pada saat di SD dan SMP, buku pelajaran disediakan oleh pemerintah negara dengan gratis.

Sedangkan untuk SMA atau sekolah jenis lain, buku pelajaran harus ditanggung sendiri.

* 1-15

また、学校では教科書以外にも、補助教材などを使用します。それらは有料ですので、注意してください。

Selainnya buku pelajaran, di sekolah menggunakan bahan-bahan pelajaran bantuan lain.

Bahan-bahan demikian tidak gratis, maka perlu diperhatikan.



* 2-1

それでは、子どもを小学校や中学校に入学、または編入学させるための手続きについてお話しします。


子どもを小学校や中学校に入学、編入学させたいときは、「就学手続き」が必要です。

Sekarang mengenai prosedur untuk memasukkan atau memindahkan anak di SD atau SMP.

Saat anda ingin anak anda masuk SD atau SMP, perlu “Prosedur Pendaftaran”.

にゅう がく
入学 (MASUK SEKOLAH)

ねんせい 1年生の しがつ はじめ(4月)から
がっこう 学校に はいる



へんにゅうがく
編入学 (PINDAH SEKOLAH)

にゅうがく いがい 入学 とき 以外の時に がっこう 学校に はいる


* 2-2

1年生の初めから学校に入ることを「入学」、それ以外の時に学校に入ることを「編入学」と言います。

Masuk sekolah mulai dari permulaan kurikulum kelas I disebut “NYUUGAKU” (masuk sekolah), dan masuk di sekolah waktu selain itu disebut “HENNYUUGAKU” (pindah sekolah).

て つづ ほうほう やくしよ

手続きの方法（役所）



- ① ^す住んでいるところの ^{やくしよ}役所へ ^い行く
- ② ^{にゅうがく、へんにゅうがく}入学、編入学について、^{たんとうしゃ}担当者に ^{つた}伝える
- ③ ^{にほんごきょうしつ}日本語教室のある ^{がっこう}学校に ^い行かせたいことも ^{つた}伝える

* 2-3

まず、役所での手続きです。保護者は、住んでいる所の区役所や市役所、町役場に行ってください。

Prosedur pertama adalah prosedur di kantor pemerintah.

Para wali dipersilahkan datang di kantor kelurahan, kantor kota praja, atau kantor desa yang berwenang wilayah dimana anda tinggal.

* 2-4

次に、子どもを日本の学校へ入学、または編入学させたいことを、担当者に伝えてください。また、日本語教室がある学校に入学、編入学させたい場合も、担当者に伝えてください。

担当者が、必要な手続きを教えてくれるので、その指示に従ってください。

Selanjutnya, beritahukan kepada petugas bahwa anda ingin anak anda masuk/pindah sekolah di Jepang.

Jika anda ingin di sekolah yang menyediakan kelas bahasa Jepang khusus untuk siswa luar-negeri, beritahukan hal itu juga.

Petugas akan memberi instruksi yang sesuai, maka harap anda taati.

て つづ ほうほう がっこう
手続きの方法 (学校)



こ がっこう
① 子ども いっしょに 学校へいく

がっこう せんせい
② 学校の先生とはなしかう

こ ねんれい がくねん
③ 子どもの年齢で 学年が きまる



* 2-5

次に、学校での手続きです。保護者は、区役所や市役所、町役場から指示された学校へ、子どもといっしょに行ってください。

そこで、学校の先生とこれからの学校生活について話し合ってください。

Berikutnya prosedur yang harus dilakukan di sekolah.

Wali diharap mengunjungi sekolah yang ditentukan oleh kantor kelurahan, kota praja, atau desa bersama siswa.

Di sana, bicarakanlah mengenai kehidupan bersekolah bersama guru sekolah.

* 2-6

日本の学校は、年齢で学年が決められます。

ですから、母国での学年と一致しない場合もあります。

Sekolah di Jepang, tingkat kelas ditentukan sesuai dengan usia. Sebab itu, ada kemungkinan bahwa berbeda dengan tingkat kelas anak anda di negaranya sendiri.

にほんご

日本語がよくわからないとき、

ねんれい した がくねん
年齢より下の学年にはいることもある

がくねん
どの学年にはいるかは、

がっこう せんせい
学校の先生と

はなしあって きめる



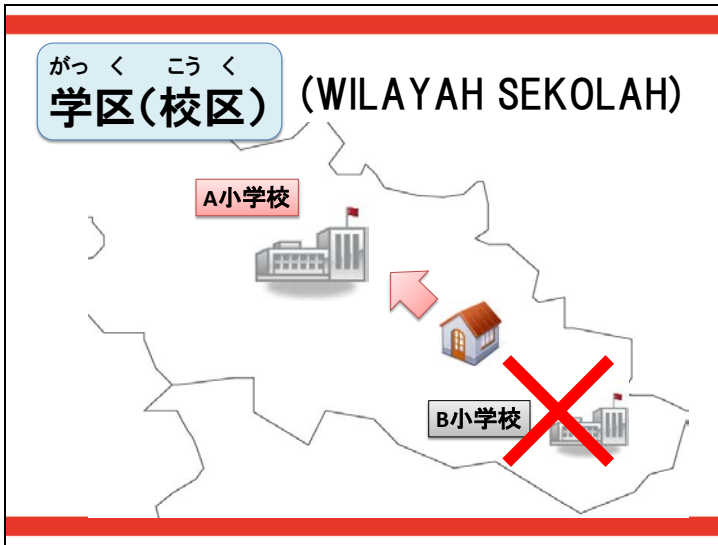
* 2-7

日本語がよくわからないときは、年齢より下の学年に入ったほうがいいこともあります。

その時は、学校の先生としっかり話し合って決めてください。

Jika kemampuan bahasa Jepang sangat terbatas, ada kemungkinan bahwa lebih baik masuk ke tingkat kelas yang lebih rendah.

Jika demikian, putuskanlah hal ini dengan seksama, dengan berbicara dengan guru sekolah.

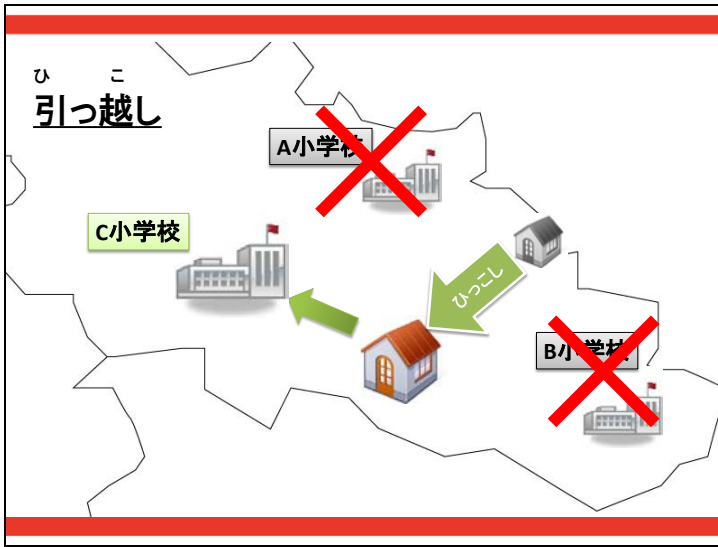


* 2-8

子どもが行く小学校や中学校は、保護者の住所によって決まります。
この通学区域を、「学区」または「校区」と言います。

Pemilihan sekolah SD atau SMP ditentukan sesuai dengan alamat tinggal wali.

Wilayah pembagian siswa untuk sekolah masing-masing disebut “GAKKU” atau “KOOKU”.



* 2-9

引っ越しをしたときは、14日以内に市役所や区役所で手続きをすることが法律で決められています。学校にも必ず連絡をしてください。

Jika berpindah alamat, harap anda melaporkan ke sekolah juga, selain mendaftarkan di kantor kota praja atau kelurahan sesuai dengan undang-undang imigrasi dalam 14 hari.

* 2-10

遠くに引っ越して、学校が変わるときは、学校が必要な書類を準備しますので、すぐに担任に連絡してください。

Jika berpindah ke tempat yang jauh, dan perlu pindah sekolah, mohon segera beritahu kepada guru wali kelas, sebab sekolah akan menyediakan dokumen-dokumen yang dibutuhkan.

* 2-11

近くに引っ越すときも、新しい住所と「学区」をよく確認しましょう。住所が近くても「学区」がちがう場合、普通は、学校も変わらなければなりません。子どもが、何度も学校を変わることがないように、気をつけましょう。

Meskipun berpindah ke tempat yang dekat, pastikanlah alamat anda yang baru dengan “GAKKU”. Walaupun alamat yang baru dekat, jika “GAKKU” berbeda, biasanya harus berpindah ke sekolah yang lain. Perhatikan hal ini juga jika hendak berpindah agar anak anda tidak perlu berpindah sekolahnya berkali-kali.